

帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、2050年までに大阪市域の温室効果ガス排出量実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて帯水層蓄熱システム（以下「本システム」という。）の導入を促進するため、予算の定めるところにより、「帯水層蓄熱システム地盤調査補助金」（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。その交付については、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、大阪市域において本システムの導入を計画する事業者とする。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助金の対象となる調査（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本システムの導入検討を目的として実施する地盤調査であること。
 - (2) 地盤調査の実施場所は、帯水層蓄熱利用のポテンシャルが高いと市長が認める場所であること。
 - (3) 市長が必要と認める深度、項目、試験方法等により、地盤調査を実施すること。
 - (4) 補助金の交付を受けようとする者からの委託等により地盤調査を実施する者（以下「地盤調査実施者」という。）は、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく地質調査業者の登録を受けている者であり、かつ、地盤調査を担当する者（以下「地盤調査担当者」という。）は、地質調査技士資格検定試験規程に基づく地質調査技士の資格を有する者であること。
- 2 補助の対象となる経費（消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金の交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助事業の実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費を対象とし、別表に定めるとおりとする。
- 3 補助金の額は、1,500万円を上限とし、補助対象経費の4分の3以内の額（ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（複数の事業者が連携して補助事業を実施する場合は、その代表事業者）は、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付申請書（様式第1

号)に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金公募要領(以下「公募要領」という。)に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者の登記事項証明書(3か月以内のもの。複数の事業者が連携して補助事業を実施する場合は、各事業者の登記事項証明書)
- (2) 誓約書(様式第1-2号。複数の事業者が連携して補助事業を実施する場合は、各事業者の誓約書)
- (3) 本システムの導入に係る事業計画を記載した書類
- (4) 地盤調査に係る調査計画を記載した書類
- (5) 補助対象経費に係る積算根拠を記した書類
- (6) 地盤調査の実施場所に係る土地の登記事項証明書(3か月以内のもの)
- (7) 地盤調査実施者が地質調査業者の登録を受けていることを証する書類の写し
- (8) 地盤調査担当者が地質調査技士の資格を有することを証する書類の写し
- (9) 補助金の交付を受けようとする者と地盤調査の実施場所に係る土地の所有者(以下「土地所有者」という。)が異なる場合は、補助事業の実施について土地所有者から承諾を得ていることを証する書類の写し
- (10) 複数の事業者が連携して補助事業を実施する場合は、代表事業者が分かる書類の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請日の翌日から起算して60日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請者が本市の指示により当該申請に係る書類の補正に要した日数は除くものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容

又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、前条第1項の規定による通知書を受領した日の翌日から起算して10日とする。

（交付の時期等）

第7条 市長は、補助事業の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（地盤調査に係る調査計画の変更のうち試験項目又は試験方法の変更を含み、軽微な変更を除く。）をしようとするときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の変更承認を受ける前に補助事業者が支出した経費は補助対象外とする。ただし、第5条第1項ですでに決定した内容を変更せずに継続して行う部分については、この限りでない。

- 3 第1項の軽微な変更は、次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

- (1) 補助対象経費が減額となる場合であり、かつ、減額する金額が第5条第1項の規定により通知した交付決定額の100分の20に満たないものであって、地盤調査に係る調査計画の工期内における工程の変更

- (2) 前号に掲げるもののほか、軽微な変更であると市長が認めるもの

- 4 補助事業者は、補助事業を承継させるときは、速やかに補助事業承継承認申請書（様式第7号）を市長に提出し承認を受けなければならない。なお、当該補助事業を承継するものは公募要領に定める応募資格の要件を満たした者でなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知

するものとする。

(補助事業等の適正な遂行)

第10条 補助事業者は、補助金を他の用途に使用してはならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(事業着手届)

第12条 補助事業者は、補助事業に着手した場合、速やかに帯水層蓄熱システム地盤調査補助金事業着手届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは帯水層蓄熱システム地盤調査補助金実績報告書(様式第10号)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月15日又は補助事業の廃止の承認を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の契約書等の写し(経費の内訳が分かる書類を含む。)
- (2) 補助事業に係る支出を証する書類の写し(経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものを含む。)
- (3) 補助事業により得られた地盤調査結果に係る書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第3号に掲げる書類に記載される情報のうち市長が本システムの導入に資すると認める情報(ボーリング柱状図、土質試験結果一覧表等)について、本市ホームページへの掲載等により公表することができる。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、帯水層蓄熱システム地盤調査補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は帯水層蓄熱システム地盤調査補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 14 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(実施結果の経過報告等)

第 17 条 補助事業者は、当該補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間（以下「経過報告期間」という。）、毎会計年度 3 月末までに、本システムの導入に係る検討状況を帯水層蓄熱システム地盤調査補助金に係る報告書（様式第 13 号）に記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本市と協議のうえ本システムの導入に係る検討を完了した場合は、当該完了の日の属する会計年度の翌年度以降、前項の報告書の提出を要しない。

3 補助事業者は、経過報告期間中、本システムの導入に係る検討状況について、市長が必要と認めるときは本市と協議しなければならない。

(その他必要な事項)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 8 日から施行する。

別表（要綱第3条第2項関係）

区分	費目	補助対象経費の内容
地盤調査費	直接調査費	ボーリング費
		サンプリング費
		原位置試験費（標準貫入試験、現場透水試験）
		室内試験費（土粒子密度試験、含水比試験、粒度試験、液・塑性限界試験、湿潤密度、圧密試験）
		水質分析（地下水の水質汚濁に係る環境基準項目、主要イオン）
		解析費（資料整理とりまとめ、断面図の作成）
		電子成果品作成費
	間接調査費	運搬費
		準備費（準備及び跡片付け）
		仮設費（足場設備等の設置撤去、給水費）
		安全費（環境保全に係る仮囲い）
		旅費交通費
		施工管理費
	業務管理費（諸経費）	